



飯山市国土強靱化地域計画（案） （概要版）

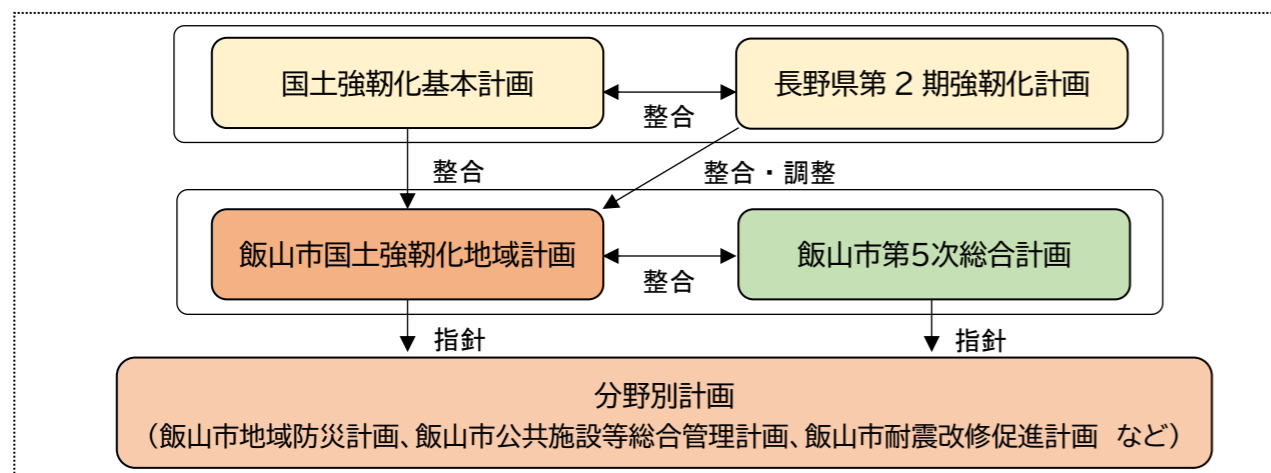
国土強靱化とは・・・人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するなど継続的な取り組みです。

1 計画の策定趣旨

大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、速やかな復旧復興に資する施策を計画的に推進するために、平常時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な取り組みを推進し、市民の生命と財産を守ることを目的とし、本市の国土強靱化に関する取組の指針として計画を策定します。

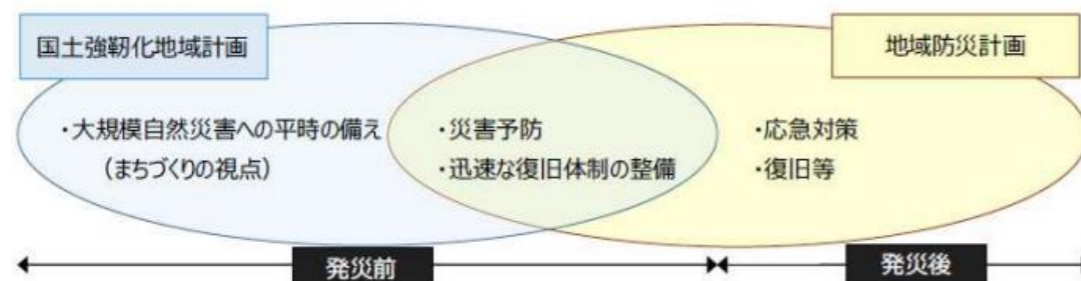
2 計画の位置づけ

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するもので、国の基本計画や第2期長野県強靱化計画及び飯山市第5次総合計画と整合を図りつつ、地域における国土強靱化に係る各種計画等の指針（「アンブレラ計画」）として位置づけます。



【地域防災計画と比較】

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	-



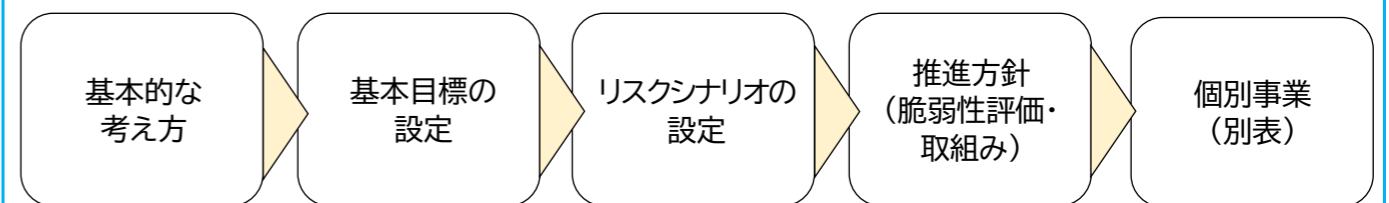
3 計画期間

令和3年度から令和7年度の5年間とします。

なお、国の基本計画、長野県第2期計画、第5次総合計画等の各種計画との整合性や施策の進捗状況、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 検討フロー

以下のプロセスを経て策定しています。



5 基本的な考え方と基本目標

基本的な考え方

大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、速やかな復旧復興に資する施策を計画的に推進します。

基本目標

基本的な考え方を踏まえるとともに、県計画における7つの目標と整合を図り、以下の7つを目標に定め、関連施策を推進します。

- ①人命の保護、②迅速な救助、救急活動等、③行政機能、情報通信機能の確保、④ライフラインの確保、早期復旧、⑤流通・経済活動の維持、⑥二次的な被害の防止、⑦元の生活へ

6 対象とする災害（リスク）

想定する災害（リスク）

対象とする災害は、県計画と同様に大規模自然災害を対象とし、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害を、地震災害、風水害、雪害、土砂災害とします。

7 飯山市の強靱化に向けた取り組み

基本目標	起きてはならない最悪の事態(23 のリスクシナリオ)	リスクシナリオに対する主な取り組み
人命の保護 全ての市民の生命と財産を守るまちを目指します。	1-1 住宅及び公共施設等の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生	○建築物（住宅、公共施設等）の耐震化の促進、○建築物（主に住宅）の防火対策の推進、○通行者などに危険を及ぼす恐れのあるブロック塀除却の促進、○消防体制や設備の整備強化
	1-2 豪雨による河川の氾濫に伴う避難の遅れや住宅などの建築物の浸水による死傷者の発生	○千曲川河川事務所等との連携強化（信濃川水系緊急治水対策プロジェクトや県計画との連携・整合）、○市街地雨水排水対策、排水機場の増強や市排水ポンプ車の増車の検討、○国や県排水ポンプ車の出動要請等、災害対応における連携の強化、○マイタイムラインの普及及び洪水・土砂災害ハザードマップの周知、○避難路の整備や避難場所の確保、○災害情報提供や対策の周知、○防災訓練等の継続的实施
	1-3 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生	○土砂災害警戒区域の対策強化、○道路啓開事業者との連携、○防災訓練等の継続的实施
	1-4 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生	○除雪事故の未然防止の推進、○危険家屋の把握と居住者との協議、○生活道路通行の確保
	1-5 避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	○情報発信施設等の適切な維持管理、○複数の情報伝達手段の整備・構築
迅速な救助、救急活動 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われるまちを目指します。	2-1 長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足	○非常用備蓄の促進、○救援物資受入体制の整備、○緊急輸送道路の強化、○応急給水・食糧支援体制の整備、○水道施設の耐震・耐水化
	2-2 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺	○医療機関との連携体制の構築、○医薬品等の不足対応、○避難所衛生環境の確保
	2-3 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	○感染症の早期把握と蔓延防止体制の整備、○避難所運営体制の充実、○避難所衛生環境の確保
行政機能、情報通信機能の確保 災害時にも、必要不可欠な行政機能、情報通信機能が確保されるまちを目指します。	3-1 市役所の大幅な機能低下	○業務継続体制の整備、○災害対策本部としての機能強化、○代替拠点施設の検討
	3-2 停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止	○防災拠点施設等における停電対策、○通信事業者との連携強化
	3-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	○災害関連情報の伝達手段の多様化、○通信・情報システムの充実、○防災情報活用力の強化（情報リテラシー能力の向上）
ライフラインの確保、早期復旧 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができるまちを目指します。	4-1 電力供給ネットワークや石油・ガソリン・ガス等サプライチェーンの機能の停止	○ライフラインの防災対策の推進、○電力事業者、ガス事業者等との連携強化
	4-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	○水道施設の耐震・耐水化、○水道水源の確保
	4-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	○汚水処理施設の防災対策の強化、○業務継続計画及び復旧支援協力体制の充実
流通・経済活動の維持 流通・経済活動を停滞させないまちを目指します。	5-1 サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺	○事業者の事業継続計画策定支援、○経済関係団体との連携、○国・県等の道路管理者との連携
	5-2 道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止	○主要幹線道路、幹線道路の整備促進、○代替ルートの確保、○道路啓開事業者との協定締結
	5-3 食料・飲料水等の安定供給の停滞	○食料等の供給体制の確保、○市民の食料備蓄の促進、○飲食物を取り扱う事業者との連携
二次的な被害の防止 復旧・復興を遅らせる二次災害を防止するまちを目指します。	6-1 ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生	○ため池等農業用水利施設の整備
	6-2 農地・森林等の荒廃	○農地の適切な保全管理、○農業保険への加入促進、○森林の多面的機能の維持
	6-3 観光や地域農産物に対する風評被害	○風評被害の防止
元の生活へ 日常の生活が迅速に戻るまちを目指します。	7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○被災状況の迅速な把握、○災害廃棄物処理体制の充実、○災害廃棄物処理計画の策定
	7-2 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態	○道路沿道建築物の倒壊予防の推進、○早急な道路啓開作業の推進、○緊急輸送道路の適切な運用
	7-3 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態	○仮設住宅・仮店舗・仮事業所用の用地の確保、○調査員の確保と罹災証明書の迅速な発行